平成２４年（フ）第９９１号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟1020号
債務者　山下　晶子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字城屋敷22番地
債務者　大野　容子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
京都府亀岡市中矢田町馬場ノ溝13番地10
債務者　吉田　千波
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
京都府亀岡市東別院町湯谷柳山26番地178
債務者　松井　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
高知市東久万88番地　野口アパート
債務者　多田　　勇
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６号
栃木県足利市通２丁目６番地22　サン・コモード603
債務者　二子　一恵
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４８号
栃木県足利市江川町２丁目18番地18、前住所栃木県足利市西宮町2892番地
債務者　大井　康司
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４９号
栃木県足利市江川町２丁目18番地18、前住所栃木県足利市西宮町2892番地
債務者　大井　禮子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２１号
熊本県天草郡苓北町志岐1500番地18
債務者　平野　照志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月26日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５３号
栃木県佐野市植下町594番地　ローズハイツ106号
債務者　小池　正夫
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３７９号
東京都八王子市片倉町47番地18エランドール片倉202号
債務者　倉知　良多
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３２号
東京都日野市東豊田１丁目22番地の８
債務者　加藤　　清
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
岩手県二戸市福岡字上野沢10番地１
債務者　内田いな子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１０４９号
神奈川県藤沢市大庭8132番地　オルブライト203
債務者　中森　美怜（旧姓松倉）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２９号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目54番29号　トトノチハイツ201号
債務者　野島　真樹
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４６号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目８番38号　カーサ茅ヶ崎202号
債務者　佐々木祥一
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部